

●給与上手くんα/給与・賞与 Version 11.101

当プログラムは、マイクロソフト社のサポート対応終了に伴い、Windows XP・Vista・7 搭載機へのインストールは不可となっています。

◆ 給与・賞与/入力・出力

➤ 給与・賞与/年末調整データ入力

【基礎/配偶者/調整控除申告書入力タブ】

- ①「本人の合計所得金額」の「給与所得金額」欄を入力可能としました。
- ②「配偶者の合計所得金額」の「給与所得金額」欄を入力可能としました。
- ③所得金額調整控除の要件のチェックが、自動→手動に切り替わると外れるように対応しました。
- ④所得金額調整控除の要件欄のチェックを、年調切替しても保持できるよう対応しました。

【控除入力タブ】

- ①ひとり親控除・寡婦控除・勤労学生の合計所得要件を、令和2年マスター以降、合計所得金額で判定するよう修正しました。配偶者（特別）控除は従来から合計所得金額で判定しています。

◆ その他の改良、修正を行いました。

※詳細は、次ページからの“給与処理db【給与計算】(VERSION:11.101)の変更点”を参照してください。

●注意

※他のICSシステムとマスターのやり取りを行われる場合は、他のICSシステム側も当改正対応プログラムのインストールを行い、バージョンを統一してください。

# 給与処理 d b 【給与計算】 (VERSION:11.101) の変更点

## 改正内容

### I. 概要

#### 1) 給与支払報告書（総括表）—関東タイプ（Pro IIのみ）

①関東タイプの用紙が変更されました。

≪令和2年度（令和元（平成31）年分）≫

令和2年度（令和元（平成31）年分）給与支払報告書（総括表）

15 報告書人員  
16 うち退職者人員  
17 所轄税務署  
18 払込を希望する金融機関の名称及び所在地

≪令和3年度（令和2年分）≫

令和3年度（令和2年分）給与支払報告書（総括表）

15 特別徴収対象者  
16 普通徴収対象者（退職者）  
17 普通徴収対象者（退職者を除く）  
18 報告人員の合計  
19 所轄税務署  
20 納付書の送付（要・不要）

・赤枠内の内容が以下の通り変更となっています。それに伴い、説明の文言も変更されています。

- 15 報告書人員
- 16 うち退職者人員
- 17 所轄税務署
- 18 払込を希望する金融機関の名称及び所在地



- 15 特別徴収対象者
- 16 普通徴収対象者（退職者）
- 17 普通徴収対象者（退職者を除く）
- 18 報告人員の合計
- 19 所轄税務署
- 20 納付書の送付（要・不要）

※新設

#### 2) 東京五輪・パラリンピック特別措置法改正

①2021年の祝日が法改正により変更されました。

- ・海の日→7/22
- ・スポーツの日→7/23
- ・山の日→8/8

(画像出典：時事通信社)

# 改正対応

## I. 年末調整／給与支払報告書（Pro IIのみ）

### 1) 給与支払報告書（総括表）—関東タイプ

①用紙変更に対応しました。 ※入力画面に変更はありません。

(例)東京都北区

«従来»

1 給与支払期間	令和 2 年 1 月分から12月分まで	10 提出区分	年間分	退職者分
2 給与支払者の法人番号				
3 給与支払者の法人番号	〒 114 - 0014	※		
4 (フリガナ) 給与支払者所在地 (住所)	キタカタ 北区田端	ビル内	11 給与支払の日	小売業
	電話 ( 03 ) 3333 - 3333	番	12 事業種目その他必要な事項	
5 (フリガナ) 名称 (氏名)	トウキョウケンゾウケン		13 提出先市区町村数	1
6 代表者の職氏名印	15 報告書人員→徴収票を提出する社員 (退職者を含む)		14 受給者総人員	4 名
7 経理責任者氏名	16 うち退職者人員→15のうち退職者		15 報告書人員	5 名
8 連絡者の係及び氏名並びに電話番号		係 氏名	16 うち退職者人員	1 名
9 会計事務所等の名称		( ) - 番 内線 番	17 所轄税務署	王子 税務署
		( ) - 番	18 払込を希望する金融機関の名称及び所在地	
			19 給与の支払期日	

«改正»

1 給与支払期間	令和 2 年 1 月分から12月分まで	10 提出区分	年間分	退職者分
2 給与支払者の法人番号				
3 給与支払者の法人番号	〒 114 - 0014	※		
4 (フリガナ) 給与支払者所在地 (住所)	キタカタ 北区田端	ビル内	11 給与支払の日	小売業
	電話 ( 03 ) 3333 - 3333	番	12 事業種目その他必要な事項	
5 (フリガナ) 名称 (氏名)	15 特別徴収対象者	新設欄	13 提出先市区町村数	1
6 代表者の職氏名印	16 普通徴収対象者 (退職者)	従来の16	14 受給者総人員	4 名
7 経理責任者氏名	17 普通徴収対象者 (退職者を除く)	新設欄	15 特別徴収対象者	2 名
8 連絡者の係及び氏名並びに電話番号	18 報告人員の合計: 徴収票を提出する社員 (退職者を含む) = 15~17の合計	従来の15	16 普通徴収対象者 (退職者)	1 名
9 会計事務所等の名称	20 納入書の送付 (要・不要)	新設欄	17 特別徴収対象者 (退職者以外)	2 名
			18 報告人員の合計	5 名
			19 所轄税務署	王子 税務署
			20 納入書の送付	要・不要
			21 給与の支払期日	

出力市区町村 選択 [ 1 / 1件]

市区町村コード / 市区町村名	在職者	退職者	その他
13117 東京都北区	2	1	2

出力市区町村の「在職者・退職者・その他」を、改正帳票の「15・16・17」に出力します。

### 2) 東京五輪・パラリンピック特別措置法改正

①祝日移動 (2021 年) に対応しました。

- ・平日→休日 7/22, 7/23, 8/8(※日曜のため8/9が振替休日となります。)
- ・休日→平日 7/19, 8/11, 10/11

## 改良内容

### I. 給与・賞与／入力・出力

#### 1) 給与・賞与／年末調整データ入力 (Pro II は年末調整タブでも同様の処理が可能です)

【基礎／配偶者／調整控除申告書入力タブ】

① 「本人の合計所得金額」の「給与所得金額」欄を入力可能としました。(水色欄)

本人の合計所得金額			
所得の種類	収入金額等	必要経費等	所得金額
給与所得	9,600,000	1,950,000	7,650,000
事業所得			
雑所得			
配当所得			
不動産所得			
退職所得			
上記以外の所得			
合計所得金額			7,650,000
基礎控除の額		48	万円

これにより次の2つのケースが対応可能となります。

(1) 2か所以上から給与を受けていて、かつ、収入の合計が2,000万円を超える場合

(例：主たる給与が1300万円、従たる給与が800万円の場合)

「対前年」収入額を実額で2100万円に変更すると所得金額欄が算出されず、基礎控除の額を正確に判定できませんでした。

「対前年」所得金額欄に実額で入力できるため、給与所得のみで2000万円を超えたケースでも基礎控除の額の判定ができるようになります。

本人の合計所得金額			
所得の種類	収入金額等	必要経費等	所得金額
給与所得	21,000,000	1,950,000	19,050,000
事業所得			
雑所得			
配当所得			
不動産所得			
退職所得			
上記以外の所得	5,000,000		5,000,000
合計所得金額			24,050,000
基礎控除の額		32	万円

(2) 給与と年金双方があり所得金額調整控除を受けるケース、特定支出控除を受けるケース

「対前年」給与所得と公的年金所得がある場合に、給与所得金額に所得金額調整控除(年金等)を控除した金額を入力できませんでした。特定支出控除を受ける方も同様。よって基礎控除の額が正確に判定できませんでした。

«対応後»所得金額調整控除（年金等）や特定支出控除を控除した給与所得金額が入力でき、基礎控除の額が判定できるようになります。

本人の合計所得金額			
所得の種類	収入金額等	必要経費等	所得金額
給与所得	6,000,000	1,740,000	4,260,000
事業所得			
雑所得	1,000,000	600,000	400,000
配当所得			
不動産所得			
退職所得			
上記以外の所得	19,800,000		19,800,000
合計所得金額			24,460,000
基礎控除の額		32	万円

②「配偶者の合計所得金額」の「給与所得金額」欄を入力可能としました。

配偶者の合計所得金額			
所得の種類	収入金額等	必要経費等	所得金額
給与所得	1,800,000	720,000	1,080,000
事業所得			
雑所得			
配当所得			
不動産所得			
退職所得			
上記以外の所得			
配偶者の合計所得金額			1,080,000
配偶者控除の額		0	万円
配偶者特別控除の額		26	万円

●これにより配偶者に給与と年金双方があり所得金額調整控除(年金等)を受けるケース、特定支出控除を受けるケースに対応可能となりました。

«対応前»給与所得と公的年金所得がある場合に、給与所得金額に所得金額調整控除(年金等)を控除した金額を入力できませんでした。特定支出控除を受ける方も同様。よって配偶者(特別)控除の額が正確に判定できませんでした。

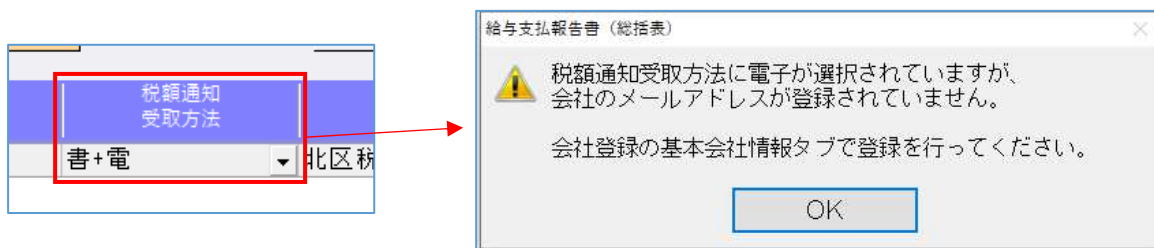
«対応後»所得金額調整控除（年金等）や特定支出控除を控除した給与所得金額が入力でき、配偶者(特別)控除の額が判定できるようになります。

☆①&②に関して、従来の状態でも合計所得金額だけであれば給与所得以外の未使用の所得欄を利用して合わせることができましたが、本来出力されるべき欄とは違う欄に金額が出力されていました。今回は該当欄に正確な金額を出力できるよう対応しました。

## II. 年末調整／給与支払報告書（Pro IIのみ）

### 1) 給与支払報告書（総括表）

- ①総括表（印刷）タブの電子対応状況ボタンの中にある「税額通知受取方法」が“電子”又は“書+電”になっていて、会社登録の基本会社情報タブの「連絡先：メールアドレス」が未登録の場合、電子対応状況画面を閉じるときに下記の警告メッセージを表示するよう対応しました。



- ②退職等により、当年の提出者が0になった市の給与支払報告書（総括表）を出力可能としました。  
 ・オプションに下記チェック項目を追加しました。前年マスターで退職者しかいない市区町村がある場合に使用できます。チェックを入れると当年（昨年分）の提出者がいない市区町村の給与支払報告書（総括表）を作成できます。

オプション

- 受給者総人員に退職者を含める
- 退職者分選択時、全ての項目を印刷
- 支払金額がない人は出力しない
- 給与の支払金額が30万円以下の退職者を含めない
- 退職等で当年の提出該当事がない市区町村を含める
- 電子申告済みを印字する

出力市区町村 選択 [ 1 / 3件]

市区町村コード / 市区町村名	在職者	退職者	その他	義務者番号	部数
01100 北海道札幌市	0	0	0		1
13117 東京都北区	3	0	2		1
27100 大阪府大阪市	2	0	2		1

在職者・退職者・その他が全て0でも作成可能

※退職した年の翌年のみ作成可能です。翌々年になると作成はできなくなります。

- ③「給与の支払金額が30万円以下の退職者しかいない市区町村」について、総括表（印刷）タブのオプション“給与の支払金額が30万円以下の退職者を含めない”にチェックをしたとき、出力市区町村 選択画面に表示しないようにしました。（ただし、手入力で報告人員を0人とした市区町村に関しては表示したままとなります。）

オプション

- 受給者総人員に退職者を含める
- 退職者分選択時、全ての項目を印刷
- 支払金額がない人は出力しない
- 給与の支払金額が30万円以下の退職者を含めない
- 退職等で当年の提出該当事がない市区町村を含める
- 電子申告済みを印字する

出力市区町村 選択 [ 1 / 3件]

市区町村コード / 市区町村名	在職者	退職者	その他	義務者番号	部数
01100 北海道札幌市	0	1	0		1
13117 東京都北区	3	0	2		1
27100 大阪府大阪市	2	0	2		1

↓

出力市区町村 選択 [ 1 / 2件]

市区町村コード / 市区町村名	在職者	退職者	その他	義務者番号	部数
13117 東京都北区	3	0	2		1
27100 大阪府大阪市	2	0	2		1

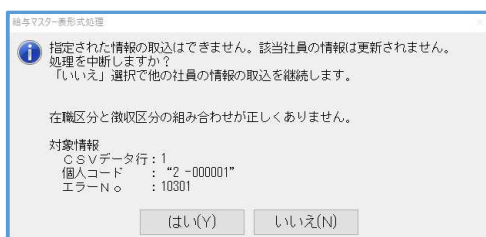
## II. 表形式（ProIIのみ）

### 1) 表形式／給与マスター表形式処理

#### ①データ取込

- ・在職区分が“当月退職者”、“既退職者”で、徴収区分が“特別徴収”の場合に取り込み時にエラーとなるようにしました。

※社員登録画面の「給与支払報告書用徴収区分」は、“当月退職者”、“既退職者”は“特別徴収”は選択できないので取込みが行われると誤ったデータができてしまった為、取込み不可にしました。



#### ②ファイル作成

- ・タイプ 1 から 5 の出力専用項目「勤労学生」区分を合計所得金額で判定するように変更しました。  
(令和 2 年以降マスター)

## III. その他

- ① 2023 年 ～ 2025 年分の金融機関休日カレンダーを追加しました。

## 修正内容

### I. 給与・賞与／入力・出力

#### 1) 給与・賞与／社員登録

- ①ロックされた社員が選択された状態で、F8 社員登録→追加（F8）で社員を追加しようとすると、エラーが出て不完全な状態で社員登録がされていたのを修正しました。

上記エラーの出た新規登録社員は、登録・導入タブの新規会社登録・修正・削除から社員の設定を開き、削除を行ってください。（給与・賞与業務からは社員を選択できません。）

※エラーの出た社員が登録された状態で給与計算を行うとプログラムが不正終了するケースがあります。

給与計算の途中でエラーが出たり不正終了する場合は、該当社員の登録がないか確認してください。該当社員は社員番号の登録のみで「氏名が空欄」となっています。

## 2) 給与・賞与／年末調整データ入力 (Pro II は年末調整タブでも同様の処理が可能です)

### 【基礎／配偶者／調整控除申告書入力タブ】

- 1) ①所得金額調整控除の要件のチェックが、自動→手動に切り替わると外れるように対応しました。
- 扶養情報①タブに年齢 23 歳未満若しくは特別障害者である扶養親族の登録があり、かつ、本人の給与収入金額が 850 万円を超えている場合、基礎／配偶者／調整控除申告書入力タブの要件欄は自動判定でチェックが付きます。

要件	<input type="checkbox"/> あなた自身が特別障害者	扶養親族等	氏名・カナ(姓/名)		個人番号		生年月日	
	<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者が特別障害者		函館	秦人	-	-	平成20年08月01日	
	<input type="checkbox"/> 扶養親族が特別障害者				住所又は居所		続柄	所得見積額
	<input checked="" type="checkbox"/> 扶養親族が年齢23歳未満		札幌市	豊平区			長男	400,000

この状態から、扶養情報①の該当扶養親族を変更・削除等(※1)で要件欄の“扶養親族が特別障害者”と“扶養親族が年齢 23 歳未満”が手動選択可能に切り替わった場合、チェックはついたままでした。

要件	<input type="checkbox"/> あなた自身が特別障害者	扶養親族等	氏名・カナ(姓/名)		個人番号		生年月日	
	<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者が特別障害者				-	-		
	<input type="checkbox"/> 扶養親族が特別障害者				住所又は居所		続柄	所得見積額
	<input checked="" type="checkbox"/> 扶養親族が年齢23歳未満							

対象外となったことに気づかず所得金額調整控除が適用となったまま年末調整計算を進めてしまう可能性があったため、自動→手動の切り替わりと同時に要件欄のチェックも消えるよう対応しました。

要件	<input type="checkbox"/> あなた自身が特別障害者	扶養親族等	氏名・カナ(姓/名)		個人番号		生年月日	
	<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者が特別障害者				-	-		
	<input type="checkbox"/> 扶養親族が特別障害者				住所又は居所		続柄	所得見積額
	<input type="checkbox"/> 扶養親族が年齢23歳未満							

※ 1 表形式取込や電子データ取込によって自動要件対象外になる場合は、現状のまま要件欄のチェックは残ります。

※ 2 給与収入金額が 850 万円以下に変動したことによる自動→手動への切り替えの際はチェックは残ります。

※ 3 当プログラムのインストール前に、すでに自動判定から外れている場合は、手動でチェックを外す必要があるのでご注意ください。

②所得金額調整控除の要件欄のチェックを年調切替しても保持できるよう対応しました。

- 年末調整計算・設定の“年末調整計算を行う”のときに、要件欄に手動で付けていた“扶養親族が特別障害者”又は“扶養親族が年齢 23 歳未満”のチェックが、年調切替ボタンで“通常の給与計算を行う”に切り替えた後、再度“年末調整計算を行う”に戻すとクリアされていたのを、保持することができるよう対応しました。

要件	<input type="checkbox"/> あなた自身が特別障害者	扶養親族等	氏名・カナ(姓/名)		個人番号		生年月日		特別障害者に該当する事実 精神障害者手帳 平成28年4月1日交付
	<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者が特別障害者				-	-			
	<input type="checkbox"/> 扶養親族が特別障害者				住所又は居所		続柄	所得見積額	
	<input type="checkbox"/> 扶養親族が年齢23歳未満								

※改良前から「特別障害者に該当する事実」の内容はクリアされませんでした。

※当プログラムのインストール前に、すでに切り替えた後の場合はチェックがクリアされています。再度チェックを入れる必要がありますのでご注意ください。

③扶養者等を追加登録したときに調整控除対象のサインに不定値がセットされることがあったのを修正しました。そのため以下のような現象が起きる場合があります。

- 所得金額調整控除の欄で、扶養情報と入力画面の内容が一致しないケースや、要件欄のチェックと扶養親族等の内容が一致しないケース。

(例)給与収入が 850 万円を超えている社員に、社員登録の「扶養情報①」タブで 23 歳以下の扶養を追加登録したとき、入力画面の扶養親族等の「氏名」「住所」「生年月日」欄が表示されない。

※不一致となっていたケースも、当プログラムのインストールで正しく判定、表示されます。



**【控除入力タブ】**

- ①ひとり親控除・寡婦控除・勤労学生の合計所得要件を、令和2年マスター以降、合計所得金額で判定するよう修正しました。配偶者（特別）控除は従来から合計所得金額で判定しています。
- ・社員登録の本人情報タブの「本人区分」で、“ひとり親・寡婦”又は“勤労学生”を選択した場合、控除適用要件の合計所得金額 500 万円以下を、その社員の給与所得金額（＝控除入力タブの給与所得控除後の給与等の額）で判定されていたので、基礎／配偶者／調整控除申告書入力タブの合計所得金額で判定するよう修正しました。

本人区分：

本人区分	<input type="checkbox"/> 障害者	<input type="radio"/> 一般	<input type="radio"/> 特別
	<input type="checkbox"/> 旧寡婦寡夫	<input type="radio"/> 一般	<input type="radio"/> 特別
	<input checked="" type="checkbox"/> ひとり親・寡婦	<input type="radio"/> ひとり親	<input type="radio"/> 寡婦
	<input type="checkbox"/> 勤労学生		
	<input type="checkbox"/> 死亡退職		
	<input type="checkbox"/> 災害者		
	<input type="checkbox"/> 外国人		

本人区分の“ひとり親・寡婦”又は“勤労学生”にチェック有

本人の合計所得金額

所得の種類	収入金額等	必要経費等	所得金額
給与所得	4,600,000	1,360,000	3,240,000
事業所得			
雑所得			
配当所得			
不動産所得	5,000,000	2,000,000	3,000,000
退職所得			
上記以外の所得			
<b>合計所得金額</b>			<b>6,240,000</b>

本人の合計所得金額が500万円超のため適用不可

修正前

		入力額	控除額
基礎控除	給与・賞与等合計		4,600,000
基礎控除	所得金額調整控除 / 給与所得控除後の給与等の額		3,240,000
社会保険料	国民健康保険料等		0
社会保険料	国民年金保険料等		0
社会保険料	国民生活保障料(国保)		0
社会保険料	介護保険料		0
社会保険料	個人年金保険料(国保)		0
地震保険料	地震保険料		0
地震保険料	地震保険料(国保)		0
配偶者(特別)控除	配偶者所得控除		0
配偶者(特別)控除	配偶者所得控除		0
扶養控除、障害者等の控除等の合計			350,000
基礎控除 / 所得控除等の合計		480,000	330,000
基礎控除 / 所得控除等の合計		2,410,000	140,500

「給与所得控除後の給与等の額」で判定していたため、適用の無い社員も控除がされていました。

修正後

		入力額	控除額
基礎控除	給与・賞与等合計		4,600,000
基礎控除	所得金額調整控除 / 給与所得控除後の給与等の額		3,240,000
社会保険料	国民健康保険料等		0
社会保険料	国民年金保険料等		0
社会保険料	国民生活保障料(国保)		0
社会保険料	介護保険料		0
社会保険料	個人年金保険料(国保)		0
地震保険料	地震保険料		0
地震保険料	地震保険料(国保)		0
配偶者(特別)控除	配偶者所得控除		0
配偶者(特別)控除	配偶者所得控除		0
扶養控除、障害者等の控除等の合計			0
基礎控除 / 所得控除等の合計		480,000	480,000
基礎控除 / 所得控除等の合計		2,760,000	176,500

上記「合計所得金額」で判定しているため、控除されなくなります。

**【年末調整票入力タブ】**

- ①ひとり親・寡婦に該当する場合に、異動後の「障害者等」の人数に集計がされていなかったのを修正しました。

## Ⅱ. 給与・賞与／財務連動

---

### 1) 給与仕訳作成

- ①財務部門コードのソートが正しくなるように修正しました。  
2桁以上の部署コードと部門コードを使用して給与仕訳作成をした場合、部門コードが昇順に並ばずに部門コードが「1」で始まるものから順に作成されていました。  
(例)1～10まで部署コードが登録されていると、仕訳作成すると「1、10、2、3～」の順で作成されていました。当プログラムからは「1、2～10」の順に作成されます。
- ②単独年調の仕訳作成において、「仕訳摘要に（処理月）分の給与の文字を追加する」を設定している場合に、摘要に設定する年が改元対応できていなかったのを修正しました。

## Ⅲ. 年末調整／出力（ProⅡのみ）

---

### 1) 出力処理（年調関係）／源泉徴収票

- ①住宅借入金等特別控除の区分が“震（特特）”の場合に残高が出力されなかったのを修正しました。

以上